

国政評第 1 3 3 号
令和 4 年 3 月 3 1 日

気 象 庁 長 官 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 4 年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルの改良を進め、初期値の精度向上を図るとともに、数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、72 時間先の台風中心位置の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- ・ 線状降水帯に対する早期の警戒と避難を実現するために、数値予報モデルの改良やアンサンブル予報システムの高度化、利用する観測データの充実及びデータ同化システムの改善を通じた数値予報システムの高度化を行うとともに、線状降水帯に関する防災気象情報を令和 4 年度に 1 件改善（令和 3 年度までに 1 件改善済）し、令和 5 から 8 年度にさらに 3 件の改善を実施することを通じて、線状降水帯に対する予測情報の改善を行うこと。【主要】

- ・ 緊急地震速報の過大予測の低減に資する技術開発を進め、令和5年度までに震源推定手法を複数地震の判別に長けたIPF法に統合すること。【主要】
- ・ 火山活動に関する新たな研究成果などを活用して火山活動評価の高度化を進め、その成果を噴火警戒レベルの判定基準に適用し、噴火警報の一層的確な運用を開始する火山を令和4年度は新たに2火山増やし、令和7年度までに12火山以上とすること。【主要】
- ・ 地域の気象防災を推進するための取組として、「気象防災アドバイザー」（地域の防災に精通し、気象の専門家として自治体を支援することができる者として国土交通省が認める者）の育成等を進め、全都道府県への拡充を推進すること。【主要】

2. 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献
- 社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 地球温暖化対策に資するため、地球環境監視に役立つ温室効果ガス等の情報の充実・改善として、日本近海の海域で充実してきた観測データを用い解析手法の高度化を図り、令和4年度に海洋の二酸化炭素吸収量を精緻化した情報の改善1件を行い、令和7年度までに計4件改善すること。
- ・ 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき策定された政府の気候変動適応計画（平成30年11月閣議決定）を踏まえ、地方公共団体における地域気候変動適応計画の作成を支援し、令和4年度に都道府県と政令指定都市が策定する同計画において、気象庁が整備した気候変動の監視や予測に関する報告書・データ等（気候変動情報）が利用されるように取組み、令和4年度における利用割合を100%とすること。【主要】
- ・ 週間天気予報の予報精度を向上させ、5日目の「降水の有無」、「最高気温」及び「最低気温」の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- ・ 企業における気象データの利活用による生産性向上に資するため、気象データ等を活用してビジネス創出や問題解決ができる人材「気象データアナリスト」について普及啓発を図るとともに、データ分析講座実施事業者や大学等に対し、同人材の育成講座数を増やすための働きかけを行い、気象データアナリスト育成講座の受講者数の累計を令和5年度までに180人以上にすること。【主要】

3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 線状降水帯等の集中豪雨の予測精度向上を目指し、線状降水帯が発生し持続するメカニズム解明のために、首都圏や九州西岸域での水蒸気ライダーでの観測を実施する。また、気象庁内外のスーパーコンピューターを用い、船舶 GNSS などの観測データと合わせて水蒸気情報の同化実験を継続するとともに人工知能を利用した観測データの品質管理手法等を開発することにより、同化技術の開発・改良を推進すること。【主要】

4. 気象業務に関する国際協力の推進

各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 世界気象機関（WMO）の計画に沿った気象業務が行えない状況にある開発途上国の現状を踏まえ、気象庁が WMO 地区センターの活動として実施する研修やワークショップ等を通じて、地域的に関連がある開発途上国に対して人材育成や技術支援を継続的に行うこと。【主要】